

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八戸市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

八戸市長

## 公表日

令和6年6月13日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法その他関係法令に基づき、教育・保育給付の支給に係る事務及び保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務を行う。 ①支給認定、変更の認定、認定の取消しに関する事務 ②利用者負担額算定に必要な事項の確認に関する事務 ③保育所等の利用調整、入所措置・解除、費用の徴収に関する事務
③システムの名称	子ども子育て支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
支給認定関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の8、94の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の13、16、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第10条の3、第12条、第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども健康部 こども未来課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市庁 総務部 総務課 情報公開グループ 0178-43-2111 内線3011
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市庁 こども健康部 こども未来課 保育グループ 0178-43-2111 内線5254

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ○ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市庁 福祉部 こども未来課 企画育成グループ 0178-43-2111 内線5254	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市庁 福祉部 こども未来課 企画育成グループ 0178-43-2111 内線5253	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年4月1日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市庁 福祉部 こども未来課 企画育成グループ 0178-43-2111 内線5253	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市庁 福祉部 こども未来課 保育グループ 0178-43-2111 内線5253	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の13、16、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第10条の3、第12条、第59条の2	番号法第19条第8号 別表第二の13、16、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第10条の3、第12条、第59条の2	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部 こども未来課	こども健康部 こども未来課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月1日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市庁 福祉部 こども未来課 企画育成グループ 0178-43-2111 内線5253	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市庁 こども健康部 こども未来課 保育グループ 0178-43-2111 内線5253	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年4月1日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市庁 こども健康部 こども未来課 保育グループ 0178-43-2111 内線5253	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市庁 こども健康部 こども未来課 保育グループ 0178-43-2111 内線5254	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない